

令和8年度「人権啓発活動事業」企画コンペティション実施要領

1 趣旨

本要領は、令和8年度「人権啓発活動事業」を実施するに当たり、企画コンペティション形式で委託事業者を決定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の内容

「令和8年度人権啓発活動事業企画コンペティション仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおり。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年2月28日（日）まで

4 契約金額の上限

7,159,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 法人又は団体であること。
- (2) 新潟県内に本店又は営業所を置く者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

6 実施要領及び仕様書の内容についての質問・回答及び参加申込書の提出

- (1) 質問の受付

期 限：令和8年5月15日（金）午後3時（必着）

方 法：別紙様式1「質問票」により、電子メールで提出すること（提出先：ngt040210@pref.niigata.lg.jp）。ただし、企画提案の評価・選考に係る質問については行わないこと。
件名を「人権啓発活動事業企画コンペ質問」とすること。

(2) 質問の回答

期 日：令和8年5月19日（火）まで

方 法：公募内容を掲載した新潟県ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は、要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

(3) 参加申込書の提出

期 限：令和8年5月27日（水）午後3時（必着）

提 出 先：問合せ先に同じ

方 法：別紙様式2「参加申込書」により、郵送又は持参すること。

(4) 参加資格の確認結果の通知

期 日：令和8年6月1日（月）まで

方 法：参加申し込みをした者全員に対し、提案資格の確認結果の通知を電子メールで送信する

7 提案書の作成要領

(1) 企画提案書

ア 仕様書を踏まえ、以下の項目について記載すること。

① 企画概要

企画コンセプト、事業計画（広報内容・媒体、タイアップ先、イベント内容・開催場所等）、などを具体的に提案すること。

② 実施スケジュール

③ 実施体制

責任者、担当部署を記載。なお、業務の一部を外部の別会社に委託する場合は、その会社名、責任者名を記載すること。

④ 経費見積書

全ての経費をできるだけ詳細に、事業区分、経費区分が分かるように具体的に積算すること。

イ 企画書の用紙は、日本産業規格A列4番の横向きとし、左横書き、左綴じホチキス留めとすること。

ウ 企画書の表紙には、「人権啓発活動事業 企画書」と表示し、余白に社名を記載すること。

エ 企画書の提出後の追加や修正は認めない。また、提出資料は一切返還しない。

オ 必要に応じて補足資料を求める場合がある。

カ 過去3年間における同種業務の実績について別紙様式3「類似業務実績一覧表」に記載すること。

(2) 提出期限等

ア 提出期限

令和8年6月3日（水）午後3時（必着）

イ 提出場所

問合せ先に同じ。

ウ 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

エ 提出方法

郵送又は持参すること。

オ その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

8 審査及び結果の通知

(1) 審査の方法

(2) に定める評価基準に基づき、審査会が提出された提案書を審査し、最も優れた提案を行った者を決定する。

(2) 審査基準項目

審査項目	審査の視点	配点
企画 (共通)	・企画は趣旨に沿っており、県の広報として適切か	20
	・企画は実現可能であり、かつ具体的な内容になっているか	
	・ターゲットの設定は適切か	
	・人権課題を体系的に周知・啓発する創意工夫がなされているか	
企画 (動画)	・4つの人権課題について、人権尊重の重要性をわかりやすく訴える工夫がされているか	25
	・県内学校や団体とのタイアップなどの創意工夫がなされているか	
	・デジタル空間を活用し参加者や県民の投稿メッセージや投稿する様子を動画に盛り込む工夫がされているか	
	・広告配信の手法・媒体は適切か	
企画 (人権週間)	・十分な啓発効果が期待できる広報手法・媒体を提案しているか	10
	・4つの人権課題の啓発を通じて、分かりやすく人権尊重の重要性を訴える内容となっているか	

企画 (フェスティバル)	・人権啓発活動事業の集大成となる一般県民参加型のイベントとして適切か	10
	・多様な年代の多数の県民が参加してもらう工夫がされているか	
企画 (上映会)	・4つの人権課題いずれかをテーマとした人権映画の上映会及びゲストによる感想会として適切か	15
	・多様な年代の多数の県民や若い世代が参加してもらう工夫がされているか	
	・上越・中越・下越の各地域で1回以上開催し、県内全体で人権意識を醸成する内容となっているか	
運営体制等	・企画内容を実施できるスタッフを確保できているか	10
	・アンケート調査は、適切な方法で実施されるか	
経費	・費用対効果の観点から、予算配分は適切か。	10
合計得点		100

(3) 審査方法

ア 一次審査

企画提案書による書類審査（上位3社以内が二次審査進出）

イ 二次審査

プレゼンテーションによる面接審査

会場等詳細については、二次審査進出者に別途連絡する。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに通知を電子メールで送信する。

9 契約の締結

県は、審査会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で書面により契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

なお、契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する契約書」を締結しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

10 その他

(1) 提案書の作成に要する一切の費用（旅費、通信運搬費等を含む。）は、提案者の負担とする。

- (2) 県は、企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明したものに通知することなく複製を作成することがある。
- (3) 提出した申込書、企画提案書は返却しない。また、必要に応じ補足説明資料を求める場合がある。
- (4) 提出者は、申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙4「参加申込辞退書」を提出すること。
- (5) 失格事項
次のいずれかに該当するものが行った提案は、失格となることがある。
ア 本実施要領に適合しない書類を作成、提出したもの
イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出したもの
ウ 期限後に企画提案書を提出した者
- (6) 契約に基づき実現した広報活動による新聞掲載デザイン等の成果物については、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、その著作物に係る著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）及び所有権は無償で新潟県に帰属するものとする。

11 スケジュール

令和8年5月7日（木）	公募開始
5月15日（金）	質問締切
5月19日（火）	質問に対する回答
5月27日（水）	参加申込締切
6月1日（月）	参加資格の審査・確認結果通知
6月3日（水）	企画書提出期限
6月11日（木）（予定）	一次審査結果通知
6月18日（木）（予定）	二次審査
6月23日（火）（予定）	二次審査結果通知・委託事業者決定

12 担当課（問合せ先）

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部福祉保健総務課人権啓発室

電話番号：(025) 280-5181（直通） F A X 番号：(025) 280-5742

E-mail: ngt040210@pref.niigata.lg.jp（所属代表メール）